

お客さま各位

湖東信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設のご案内

このたび当金庫では、令和6年4月1日以降に新規開設いただく普通預金・貯蓄預金口座に対して「未利用口座管理手数料」を新設させていただくこととなりました。

本手数料はあくまで、令和6年4月1日（月）以降に開設され、未利用の状態となった普通預金・貯蓄預金口座に対して適用させていただくものであり、日頃より入出金や口座振替等でご利用されているお客さまの口座が対象となることはありません。

なお、普通預金口座には総合口座通帳も含まれます。

【未利用口座管理手数料の対象となる普通預金・貯蓄預金口座】

以下の1～7のすべてに該当する普通預金・貯蓄預金口座を対象といたします。	
1	令和6年（2024年）4月1日以降に開設された普通預金・貯蓄預金口座であること。
2	最後のお預入れ又は払戻し（当該口座のお利息の元本への組入れ及び未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない普通預金口座・貯蓄預金口座であること。 <u>（18歳未満の口座は対象外とする）</u>
3	該当の預金口座の残高が1万円未満であること。
4	当金庫で、お借入がないこと。
5	当金庫で、定期性預金・投資信託・国債・保険等預かり金融資産のお取引が無いこと。
6	後見支援預金口座でないこと。（成年後見制度、福祉サービス利用者等管理口座含む）
7	相続預金口座でないこと。

※紛失などによりご利用を停止されている普通預金・貯蓄預金口座も対象となります。

【手数料徴求時のご案内について】

- ・上記1～7のすべてに該当する口座となった場合、口座名義人に対し文書にてお届出の住所に「ご案内」を送付します。
- ・事前通知後、一定期間（約3ヶ月）経過後もご利用が無い場合に、年間1,320円（消費税込）を当該口座から引落しいたします。
- ・翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は、手数料の対象となります。
※送付した「ご案内」が延着または到着しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- ・なお、手数料の対象となったお客さまにおかれましては、口座利用によるお取引の再開、または今後利用のない場合は不正利用防止の観点から解約をご検討ください。

【口座の自動解約について】

- ・手数料引落しの際に口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部とさせていただき、当該口座を自動的に解約します。
※この場合は口座残高以上のご負担および自動解約した後の手続きは必要ございません。
- ・ご負担頂いた手数料の返却、解約した口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

当金庫では、ご利用のない口座に対する管理手数料をご負担いただくことにより、今後もお客さまにご満足いただけますよう、サービスの維持向上に努めてまいります。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。